

【平成27年第3回定例会 総務委員会委員長報告資料】

平成27年7月2日 総務委員長 吉沢 章子

- 「議案第86号 川崎市特別職の市長の秘書の職の指定等に関する条例の制定について」
- 「議案第87号 川崎市特別職の市長の秘書の給与及び旅費に関する条例の制定について」

《一括審査の理由》

いずれも特別職の市長の秘書に関する内容であるので、2件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

* 給料上限の設定根拠及び採用後の給料額の設定方法について

特別職の秘書が担う業務は自治体により様々であるが、本市で担う業務を勘案し、職務・職責を部長級としたため、給料も部長級を超えない範囲と設定した。条例制定後、実際に就任する人物が決定した際には、職務経験などを評価して内規により給料額を決定する予定だが、評価方法は現時点では詳細に決定していない。

* 条例を提案した根拠について

特別職の秘書は政務情報の収集及び政財界の人物との面会の調整が主な職務と考えている。一般職の職員は政治的行為の制限があり、特定の課題に特化しないような会議の場で市政への要請を行う等の職務に携わるには限界があり、スタッフ職の強化が必要と考え条例を提案した。

* 設置人数の上限が2人にもかかわらず、任命人数を当面1人とする理由について

任用人数については、まず1人とし、実績等により検討していく考えである。ただし、新たな課題への対応が必要になる可能性もあるため、条例の設置人数の上限は2人とした。

* 特別職の秘書の職が設置されていなかった時期の情報収集及び政財界の人物との面会調整について

特別職の秘書設置の目的は、市長のスタッフ職の強化によるトップマネジメントの充実である。本市では従来、特別職の秘書が設置されていないので、面会の調整を市長自身が行っていた場合もあり、時間を割かれてしまうことがあったため秘書の設置が必要と考えた。

《意見》

* 特別職の秘書の設置については、全く理解できないという認識ではない。総合特区、羽田連絡道路の建設などもあり、国との連絡調整役は必要である。ただし、本市の厳しい財政の中で、秘書を設置せず3副市長が担うことの可能性や勤怠管理、人選及び職務内容に関する疑念があったため、これを念頭に代表質問に臨んだが、審議の中で疑問点を払拭するに至らなかったため、議案2件には賛成できない。

* 特別職の秘書の設置については、代表質問で詳細に質問したが、現時点における設置の必要性が具体的に示されなかった。また、職務内容が不明確で、透明性が

確保されていないとともに、費用対効果に疑問がある。さらに、行財政改革を進めている本市に、他都市と比較して給与が高額である特別職の秘書を設置することは市民の理解が得られないと考えるため、議案2件には賛成できない。

* 市の職務は、副市長以下の市職員に支えられて行っていくべきである。今秋以降、行財政改革に関する計画の策定が予定されており、市民生活に影響を与える可能性がある中、給与が高額な特別職の秘書を2人設置することには賛同できないため、議案2件には賛成できない。

* 特別職の秘書の設置については、条例を提案した根拠が明らかにならず、審議を深めることはできなかった。今後条例を提案する際には、提案根拠が明確に分かるような内容にしてほしい。

《議案第86号の審査結果》

賛成者なく否決

《議案第87号の審査結果》

賛成者なく否決

○「議案第88号 川崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* マイナンバー制度導入に伴う事業所及び本市での対応について

マイナンバー制度導入により、事業所では税関係、雇用保険及び厚生年金などの書類にマイナンバーの記入が必要となる。税関係については、国税庁が制度を周知していることから、今後も連携して周知を図っていきたい。また、本市も事業所としてマイナンバーを扱うこととなるが、新たな業務が発生するわけではなく、既存の書類にマイナンバーを記入すること等が基本となるので、本人確認の作業は必要となるが、業務量としてはそれほど多くないと考える。

* マイナンバー制度導入に伴う本市のシステム対応に要する予算について

本市のシステム対応に要する今年度の予算は、約11億円を見込んでいる。

* マイナンバー制度導入に伴う個人情報保護対策について

マイナンバーを取り扱う事業所は、国が作成するガイドラインを参考にすることとなる。また、行政機関が保有する個人情報は従来のおり各行政機関で保有され、1か所に集約されることはない。行政機関を横断して情報を利用できるのは法律で定められた場合に限定されている。

* マイナンバー制度導入による市民の利点について

マイナンバー制度導入による市民の利点は、行政手続を行う際の添付書類の省略等による手続の簡素化や利便性の向上がある。また、自治体間の連携が取りやすくなることから、生活保護の不正受給等のチェック等も容易になる。さらに、災害による被災者に対し、きめ細かな支援ができることも利点である。

* パブリックコメントの意見が少数であることへの見解について

本条例案に対するパブリックコメントについては、3通、9件の意見が寄せられた。本条例については、番号法の制定に基づき制定するもので、新たな制度を創設する趣旨ではないため、意見が少数だったのではないかと考えている。

* 今後のマイナンバー制度の周知方法及び市民向け説明会の開催について

マイナンバー制度の周知については、今後、市政だより及び市ホームページを活用して実施する予定である。説明会については、事業者を対象に実施することを予定しているが、市民への説明会の実施についても要望があればできる限り対応していきたい。

《意見》

- * マイナンバー制度は利点だけが強調されているが、最終的な目的は社会保障費の抑制ではないかという疑念があり、また本市でも初期投資が約11億円必要である。本議案は、マイナンバー制度関連法案の制定に伴い本市が保有する個人情報保護することが目的であり、個人情報の保護は市として注力してほしいが、マイナンバー制度関連法案に対しては、党として国会審議で反対しているため、マイナンバー制度に関連する内容である本議案には賛成できない。
- * マイナンバー制度はまだ市民に浸透していないため、各区役所で市民が直接質問できる形式の説明会を開催してほしい。
- * マイナンバー制度については、情報漏えいに十分な対策が必要であるものの、住民基本台帳や年金など今まで縦割りだった制度を一元化するものであり、市民に対しての利点も十分にあると考える。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第89号 川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

- * 本議案は第2回臨時会に上程された議案第85号と関連する内容で、地方税法の改正に伴うものである。地方税法の改正については、2017年度に景気動向にかかわらず消費税を10%に増税することが最大の問題である。本議案で実施される軽自動車税の特例措置及び地方たばこ税の特例税率の廃止は、その後の消費税増税につながっていくものと考えており、消費税増税に反対している立場から本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第107号 川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第109号 久末小学校校舎改築その他工事請負契約の締結について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第115号 平成27年度川崎市一般会計補正予算」

≪修正案≫

[提案者]

浅野文直委員、山崎直史委員、末永直委員、花輪孝一委員、山田晴彦委員、春孝明委員、雨笠裕治委員、岩隈千尋委員、木庭理香子委員、市古映美委員、宗田裕之委員、片柳進委員

[提案説明]

議案第86号及び議案第87号を否決すべきものと決したことに伴い、特別職の市長の秘書に係る給与費及び共済費の歳出補正額を減額し、歳入補正額についても同額を固定資産税から減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を修正するものである。

≪採決≫

[修正案]

全会一致可決

[修正可決された部分を除く原案]

全会一致原案可決

≪審査結果≫

全会一致修正可決

○「議案第120号 平成27年度川崎市一般会計補正予算」

≪主な質疑・答弁等≫

* 本議案の国庫支出金の支出に係る国との協議内容について

補正予算を調製するに当たり、国庫支出金の支出については所管局が厚生労働省と協議を行った。協議の中では自立支援事業という観点からの国庫支出金の支出については了解が得られ、簡易宿所が違法性を疑われる状態で営業していたことにより負担割合等に対して国側から意見が出ることはなかった。

* 歳入予算の国と本市の負担割合について

歳入予算は生活保護事業関係予算と同様の負担割合であり、4分の3が国庫支出金、4分の1が本市の負担である。

* 簡易宿所宿泊者に対する今後の支援の取組について

簡易宿所宿泊者に対する支援は、本議案による自立支援事業だけではなく、今後も必要と考えている。区の所管部署でも支援を実施しており、昨年度は非常勤職員を5人増員し、さらに今回の事件を受けて委託業務も実施しており、来年度以降も事業の推移により支援方法について検討していく。また、簡易宿所の問題については短期的な課題と、中長期的な課題の両方があると考えており、本議案では短期的に、3層部分の宿泊者の安全のために補正予算を提案したが、中長期的には簡易宿所の在り方も含めて総合的に対応する必要があるとあり、関係局とも連携を図っていきたい。

≪修正案≫

[提案者]

浅野文直委員、山崎直史委員、末永直委員、花輪孝一委員、山田晴彦委員、春孝明委員、雨笠裕治委員、岩隈千尋委員、木庭理香子委員、市古映美委員、宗田裕之委員、片柳進委員

[提案説明]

議案第115号の一般会計補正予算の修正案について特別職の市長の秘書に係る減額修正相当額を総額から削り、補正後の歳入歳出予算の総額を修正するものである。

《意見》

*生活保護受給者や、生活保護を受給している高齢者には、簡易宿所がついのすみかになっている人がいるのが実態であり、好ましいことではない。本議案による支援だけでなく、継続して長期的に取り組んでほしい。

《採決》

[修正案]

全会一致可決

[修正可決された部分を除く原案]

全会一致原案可決

《審査結果》

全会一致修正可決